

南 部 家 畜 防 疫 協 議 会 (公社) 千葉県畜産協会千葉県南部家畜保健衛生所〒296-0033 鴨川市八色52電話 04(7092)1434

診療施設に関する届出事項に変更はありませんか?

開設している診療施設について、届出事項を変更した場合には、 10日以内に届け出ることが獣医療法第3条で義務づけられています。 以下の事項に変更があった場合は、南部家畜保健衛生所まで変更 届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
 - ・開設者の変更(個人から法人、親から子への変更等): 旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
 - ・開設者の氏名の変更:変更届出
 - ・開設者の住所の変更:変更届出
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
 - ・全面的な改築:旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
 - ・部分的な改築による変更等:変更届出
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ 診療の業務を行う獣医師の氏名
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更(開設者が法人である場合)



詳しくは南部家畜保健衛生所(☎ 04-7092-2304)までお問い合わせください。

届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます!





獣医療の広告制限の見直しについて、ガイドライン等が農水省HPに掲載されています。来年4月1日施行に向けて、診療施設のウェブサイト等についても、記載内容のご確認をお願いします。

獣医療広告制限の見直しについて

: https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html



ガイドライン改正通知

: https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-16.pdf



動物用医薬品の使用に係る省令の改正について

関係省令の改正(令和5年9月22日施行)により、ニフルスチレン酸ナト リウムを有効成分とする医薬品の対象動物(下図中※1)への使用が禁止さ れました。当該物質は観賞魚を対象として動物用医薬品の製造販売の承認 があります【*】が、食用に供するために養殖されている水産動物へは使 用できません。

【*】承認されている製品・・・「観賞魚用|エルバージュ10%顆粒「薬浴」、 鑑賞魚用エルバージュエース、パフラジン、パフラジンF、観賞魚用ニフルスチレン散

(医師が診療で使用する場合であっても 対象動物に使用してはならない医薬品の成分

制度の概要

- 獣医師が診療で使用する場合を除き、未承認医薬品を対象動物※1に使用することは、法律 で禁止されています。
- ただし、獣医師であっても、発がん性等の理由から食品中において不検出とされる物質を 有効成分とする医薬品※2は、対象動物に使用することが禁止されています。

※1 対象動物の範囲

牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するために養殖されている水産動物

※2 対象動物への使用が禁止されている医薬品成分(20物質)

イプロニダゾール、オラキンドックス、カルバドックス、クマホス、クロラムフェ ニコール、クロルスロン、クロルプロマジン、ケンチアナバイオレット、ジエチル スチルベストロール、ジメトリダゾール、エタルノン※、ニトロフラゾン、ニトロ フラントイン、ニフルスチレン酸ナトリウム・フラゾリドン、フラルタドン、マ ラカイトグリーン、メトロニダゾール、ロキサルソン[※]、ロニダゾール

(注) これらを成分とする対象動物用の医薬品は、我が国では承認されていません。 ※ 令和5年9月22日88日 令和5年9月 農林水産省 畜水産安全管理課

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を 行いました。獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、獣医 師の社会的信用を失うことのないよう、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守 と獣医師倫理の高揚に努めて下さい。

(1)奈良県在住45歳

行政処分の内容:令和5年11月9日から6月の業務停止処分

事件概要:酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.45ミリグラムのアルコールを身体に保有 する状態で車を運転した。

司法処分の内容: 罰金50万円(道路交通法第65条第1項違反)

(2)北海道在住33歳

行政処分の内容:令和5年11月9日から4月の業務停止処分

事件概要: 酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に 保有する状態で車を運転した。

司法処分の内容: 罰金30万円(道路交通法第65条第1項違反)